

## 2024 年度 第 1 回明石市市民参画推進会議 議事概要

日時：2024 年 5 月 16 日（木）13:00～15:00

場所：市役所議会棟 2 階大会議室

出席者：委員 9 名、事務局 6 名、消防局次長、政策局プロジェクト推進室課長

欠席者：大黒委員

---

### 1 諮問

### 2 会長あいさつ

### 3 審議

#### (1) 会議の運営方針について **資料 1** のとおり

(田端会長)

事務局から会議の運営方針について説明があったが、これまでの市民参画推進会議と同様なので、この方針で進めたい。

今回は提案代表者が A 委員であり、その辺りをどのように判断すべきか悩ましい。本会議は、市民参画条例に基づく事業が適切に実施されているか、「PDCA」の「C：チェック」の部分を検証するものであるが、今回は、政策提案が対象事項に該当するか否かを判断しなければならないため、これまでの会議と性格が異なるものになる。まずは事務局から説明をいただきたい。

(事務局 豊田係長)

審議にあたり、本会議委員である「A 氏」が提案代表者である。当事者が審議に参加するか否かについて、条例や規則上は、特段の定めはないが、会議の議事運営については、会議において決めていただく必要がある。そのため、A 委員の審議への参加の可否について、お諮りしたい。

(田端会長)

一般的に、このような会議では、可否の判断をする事案を検討する場合、委員がこうした事案の当事者・関係者である場合は、その委員は審議に参加できない。本件も同様、審議の公平性を確保するため、A 委員は提案代表者席に移動し、会議の審議・決定にあたっては参加できないとしたいと思うが、いかがか。

(A委員)

審議事案の当事者が審議に参加して採決に加わることは良くないと考える。提案代表者席に移動することも構わない。しかし、なぜこの不服申し立てを行ったのか陳述を聞いた上で、市が本提案を対象事項に該当しないと決定した理由を詳しく聞き、判断されるのが筋かと思う。陳述の機会を与えていただきたい。

(田端会長)

A委員から、提案代表者として、公平性を担保するために、提案代表者の陳述は受け入れるべきと意見があった。一般的に、このような審議は文書である程度整理されたもので論点整理をした上で、判断していくことが合理的かつ効果的な部分であると思う。とはいえ、当事者からの生の声を聞くことを否定するものではない。審議前のA委員からの提案に対して皆さんの意見を伺いたい。

(正木委員)

審議に加わることは公平性を担保するため控えていただきたいが、意見陳述については、審議に必要な情報なので聞く必要があると考える。

(田端会長)

他の委員はいかがか。

— 異論なし —

(田端会長)

A委員からの提案どおり、提案代表者の意見を聞くことについては了解いただいた。今回の判断は、これからの流れの1つになっていく。同様のケースが出たときは、今回の判断を基に新たに判断し、積み上げていくことになる。

## (2) 審議内容について

(田端会長)

まずは事務局から双方の主張について説明をお願いします。

(事務局 豊田係長)

各委員には、事前に資料を配付しているので、双方の主張の要点のみ説明する。まず、今回の争点は、政策提案手続で提案された「市役所新庁舎建設に伴う中崎消防分署の移転および建て替え計画について、市民参画条例に定める市民参画手続を速やかに履行する。」という政策案が、市民参画条例に規定する「対象事項」に該当するか、しないかという点である。市民参画条例第19条において、政策提案手続で提案できる政策案は、対

象事項についてのものに限られている。「対象事項」の内容は、条例第6条第2項に規定されており、市政の基本的な事項を定める条例や計画の策定、変更、廃止などが該当する。

市は、今回の政策案は対象事項ではなく、政策提案には該当しないと決定した。その理由は、「市民参画手続を速やかに履行する」という政策案は、手続履行を求めるものであり、条例や計画の策定、変更、廃止を求めるものではないからである。それに対して提案代表者からは、今回の政策案については、「中崎消防分署の移転および建て替え計画」が対象事項に該当するかどうかを検討すべきであり、「手続の履行を求めることは対象事項ではない」という市の決定は、条文の解釈および市民参画条例の趣旨に反しているとして、不服申し立てが行われた。

### (提案代表者) **陳述書**のとおり趣旨説明

本提案が条例第6条第2項に規定する対象事項に該当するかが審議いただく上で、特にご留意いただきたい点を中心に、文書でお示しした。

今回の申し立ては、大きな意味を持っている。その理由は、この第3期市民参画推進会議は、2021年秋に私が政策提案を行ったことによって2022年の7月に発足したからである。前回の政策提案が無ければ、6年間分の検証を実施したかどうか、甚だ不安である。従って、政策提案は、条例を間違いなく運用するために重要である。

本会議に公募委員の一人として参加した私が再び、市民参画条例の不適切な運用について政策提案を行い、更に「再検討」を申し立てることやむなきに至ったことは、条例施行以降初めてのことである。前例がないので、新しい道筋を切り開いていく役割を本会議が持っているということを認識いただきたい。

具体的な話に入る。2つ目に書いているが、市が今回の政策提案を「政策提案に該当しない」と決定したことが、なぜ誤りであるかを説明する。

資料3の文言しか手掛かりがないが、判断の理由が妥当であるか、備考欄に記載のことが真実であるかを、政策提案者で検討した結果、これはいずれも大きな誤りであるという結論になった。今回は、私個人の政策ではなく、市民22名の連署をもって提案した政策であることをご認識いただきたい。

市が本政策を非該当とした理由は「条例第6条第2項の2号、4号、5号はいずれも計画等の策定や変更、廃止であって、市民参画手続の履行を求めることは対象事項ではない」としている。その理由は、条例第6条第2項において、市民参画手続の履行は政策提案の対象になっていない、条例第6条第2項にはその文言がないから政策提案に該当しないという論理構成になっている。

市民参画条例は、第1条の記載のとおり、市民の市政への参画についての手続、その他必要な事項を定めている。条例は、市長等が市民参画を進めなければならない事項について、

ルールや手続を記載している。条例第6条第2項は、市長等が市民参画手続を実施しなければならない5つの対象事項を列挙しているものであり、この対象事項は、政策提案ができる対象事項ではない。条例第6条第3項は、市民参画手続を実施しなくて良い事項が具体的に列挙されている。条例第6条第2項第1号から5号までの項目に該当するものは、市民参画手続を実施するのは市長の義務である。

本提案が条例第6条第2項に該当しないと決定された理由は、条例第6条第2項第2号、第4号、第5号はいずれも計画等の策定、変更又は廃止であって、市民参画手続の履行を求める文言は対象事項に入っていないことである。変なことを言っていることが素人目にもよくわかる。本条例は、全体として市民参画手続をとらなければならない対象事項及びその手続のあり方、やり方、市民参画推進会議の設置などについて定めている。条例があること自体が、対象事項に該当すれば、自動的に市民参画手続を取らなければいけないのは当たり前ということの意味している。今回の政策提案が対象とした「中崎消防分署の移転建て替え計画」は条例第6条第2項第4号（広く市民の利用に供する大規模な施設であって、規則に定めるものの設置に係る基本的な計画の策定又は変更）や、第5号（市民の生活に重大な影響を及ぼすおそれのある制度及び事業の策定、変更又は廃止）に該当する。条例施行規則第3条で、条例第6条第2項第4号に規定する広く市民の利用に供する大規模な施設は、総事業費が10億円を超えるものを指すというふうに書いてある。条例施行規則には、図書館や市民会館などに限定されるなどは、一言も書いていない。また、「こういう施設は、総事業費が10億円を超えるものであっても、市民参画手続の対象外である」という記載はない。そのため、広く市民の利用に供する大規模な施設は、総事業費が10億円を超えるものを指すというのは、明白である。今回、消防分署は消防活動の拠点に過ぎないから広く市民の利用に供する大規模な施設ではない。という発言が市とやり取りする中であった。もしそうであったとしても、当該施設が行う消防活動というのは、1分1秒を争うものであり、市民の生活に重大な影響がある。

消防庁の規則では、出動後4分30秒以内に、現地到着して消火等に努めることが、目標として記載されている。

時間がかかるようでは、市民の安全を保障できない。明らかに中崎分署の移転・建て替え計画は、市民生活の安全保障の問題でもあり、明らかに条例第6条第2項第5号に該当するものである。従って、条例第6条第2項に市民参画手続の履行の記載がないことをもって、本提案が市民参画手続の対象事項に該当しないという判断であれば、市民は、市長等が市民参画手続を実施していないときに、実施するべきという提案が一切できないことになる。そんなことでよいのだろうか。

（田端会長）

これまでの説明で委員の皆様は論点を把握できたと思う。

(提案代表者)

まだ、できていない。

(田端会長)

手短に説明をお願いします。

(提案代表者)

市民参画条例逐条解説を読めばわかるが、「市民参画手続には、行政側から市民参画の機会を提供する手続と、市民から自発的に出された意見を行政が受け止めるための手続「政策提案手続き」があり、両者の手続を定めることで市民参画の機会を保障している」とある。政策提案手続は、唯一、市民が提案を行える手続である。本提案では、市民参画手続の履行を怠っていたから、手続をしっかりとやりなさいという内容であるのに、政策提案の対象にならないことは、いわば市民参画条例を全面的に否定することと同じ。逐条解説をよく読むと、いかに市の判断が市民参画条例をないがしろにする誤った判断であるかわかる。

条例施行後 14 年経ち、初めてこの見解が示された。条例施行以来、ずっと市民参画手続が確実に実施されているかを見守ってきた私どもとしては、これは看過し得ない。従って、このような理由を認めることはできない。

3 番目は、決定通知書備考欄について、市長名で出した文書であるから、事実と異なることを書いてはいけない。事実誤認及び市民参画の無理解から来ていることが 2 件記載されている。

(田端会長)

備考欄については、今回の論点から外れる。

(提案代表者)

本提案を対象事項に該当しないと判断した考え方が何に基づいているか、備考欄に表れている。単なる備考ではなく、市が条例をどのように理解しているか、理解し誤っているかを見事に露呈している文言なので問題視している。そこはよくご承知いただきたい。

再三、時間のことを言われているので、この備考欄の 2 つの問題点の記載をしっかりと見てほしい。このような記載になるのは、条例を理解していないからである。

4 項目「再検討申立書の諮問に対する審議についてのお願い」について説明する。本提案の審議に関して、条例の的確な履行を一昨年来、委員の一人として、本会議で精力的に発言してきた者として、この諮問に関しては申し立ての当事者であることから審議に参加できないのは極めて残念である。諮問対象事項は「政策提案の再検討申立書」であるが、本来は今回の政策提案の妥当性そのものについての審議をいただかなくてはならない。本会議は、条

例に基づく市民参画手続が適切に運用されているかを、検証、チェックするお目付け機関だからである。昨年3月に答申書を出して、改善点を記載した。再検討の申立書のみならず、本提案で言っているこの市民参画手続をしっかりとやらなければいけないということを、検証することが大事と思う。

私たちが一昨年7月から昨年3月までの間に6年間の市民参画手続の運用についての検証・審議をして答申したが、これは、終わってしまった事案がどうだったかという、済んでしまったことについての検証であり、覆水盆に返らずである。

そうではなく、本提案は、現在進行中の事案に対して市民参画手続を実施しなさいよという提案である。このままいけば、市民参画手続を怠ったという検証結果が出てくることとなる。政策提案手続の条項は、現在進行中の事案について、条例に基づいて市民参画手続を実施しているかどうかを、市民がチェックできることを明確にした、非常に優れた条項である。

間違っても条例を否定するようなことを認めることがないように、本会議の機能が発揮されることを願う。

(田端会長)

提案代表者からの陳述には、3つの論点がある。1つ目は、政策提案が条例第6条第2項の対象事項に該当しないという市の判断について不服であるということ。2つ目は、政策提案該当可否決定通知書備考欄に記載の内容が条例に基づく手続きとは少しずれているということ。3つ目は、本会議として取り扱うべき事案があるはずだということである。

まずは、諮問のとおり、1つ目の政策提案が条例第6条第2項の対象事項か否かということについて意見をいただいた上で判断し、その後、他の論点について意見があったら議論する形で進行したい。委員の皆様には、添付の資料と提案代表者からの陳述書を見て判断してもらいたい。提案代表者からは、条例第6条第2項、特に第4号、第5号に該当するのではないかという意見であった。まずは、政策提案が条例第6条第2項に該当するかどうか絞って意見をいただきたい。

(正木委員)

提案代表者が意見陳述を行ったのであれば、市にも弁明の機会が必要ではないか。

(田端会長)

市からも条例第6条第2項に相当しないと判断した理由を説明いただきたい。

(事務局 谷課長)

市の考えは、政策提案該当可否決定通知書(資料3)に記載しているとおりである。対象事項は、重要な計画等の策定、変更、廃止をする場合には該当するものだが、手続の履行を求めることは対象事項には該当しないと考える。

ただ、一点だけ補足すると、市は、政策提案について門前払いをしたという認識ではない。頂いた政策提案を真摯に受け止め、内容を吟味し、消防局、政策局、総務局、副市長、市長と検討する中で、市民参画手続をより補強し、また、市民の皆様説明責任を果たしたいとの思いから、政策提案を受けて追加的に本年4月から5月にかけてパブリックコメントを実施した。政策提案としてはなじまず「対象外」とさせて頂いたが、提案内容に関しては実現されたと考える。そういったお声が行政を動かしたという点については、ご理解いただきたい。

(田端会長)

それでは、双方の意見陳述を受けて、委員の意見を伺いたい。

(藤本委員)

内容が難しく、判断に困るが、市が作成した「政策提案該当可否決定通知書」のとおり手続を進めて良いと考える。

(堂本委員)

資料が多く全部を理解するには時間がかかる。政策提案の内容を考慮すると判断に悩むが、今回は「該当しない」と判断できるのではないか。中崎分署の移転については、対象事項ではないと思う。

(飯塚委員)

説明を聞いて、市の見解としては理解できた。ただ、移転について意見を聞くという提案代表者の趣旨は分かるところがある。

(小田委員)

条例の解釈は人によって異なるから難しい。条例や資料、提案代表者の陳述、市の弁明を考慮した上で、今回は市の提案どおりで異論はない。

(坂口委員)

市の決定で良いと思うが、提案代表者の意見を聞いて判断に迷った。提案代表者が、市から門前払いを受けたと感じた点については、双方のコミュニケーション不足が原因ではないかと考える。

(正木委員)

今回は、政策提案が条例第6条第2項の対象事項か否かが問題である。条例第6条第2項の

規定を見ると、すべての号で「計画等の策定・変更・廃止」と明記されている。特に最後の第5号にも「制度及び事業の策定・変更・廃止」とあり、すべてが限定列举規定である。仮に第5号がバスケット条項のような規定で「前条に関連する事項」とあればまだしも、条例第6条第2項はすべてが限定列举であるため、市の主張どおり政策提案は対象事項に「該当しない」と判断する。

(田端会長)

限定列举は確かにご指摘のとおりである。提案代表者は、限定列举であるが、全体条文から対象事項である旨を読み取れないかということが後半部分の主張であると思われる。市が行政判断をする場合、提案者の想いをどこまで読み取れるのかは難しいところがあるが、条文に限定列举されている場合は、従わないと条例違反になる。

この条例は、市民の意見を市政に反映させていく大方針があるため、委員の皆様からいただいた問題を市民ともっと近い形で話し合うことが、次の議題になると思う。今回の論点については、私も正木委員が言われた限定列举を捉えて判断せざるを得ないと思う。

(弘本副会長)

提案代表者と市の話聞いて感じるのは、市と提案者の方々、その周辺の方々も含めたコミュニケーションがどうだったのかという疑問である。条例第6条第2項の解釈については、専門家の正木委員がおっしゃったように限定されていると理解するしかないと思う。ただし、双方のコミュニケーションそのものがどうだったのかという問題が周辺領域の大きな問題としてある。

市民参画に関して言うとももちろん条例が重要なツールであることは明らかであるが、条例だけが参画手段ではない。日々の挨拶やふるまい等も広い意味での市民参画だと思う。例えば時間内に話を切り上げるといったルールの共有も、すごく大事な市民参画の姿勢の一つである。これらの小さな積み重ねの上に、条例を活かしていくことが市民の生き方としてあると思う。今回、条例以外のあり方も考えていかないといけないことを学ばせていただいた。審議会と市、市議会が明石市を良いまちにしていくのかを一緒に考えていく姿勢が一番大事である。

一方で、提案代表者が危機感を述べられたように、この間のコミュニケーションのまずさのようなものを審議会委員として感じたのは、この5～6年全く会議が持たれなかった点に大きな根があると感じている。提案代表者がそういった点に危機感を持たれたことは、しっかり受けとめなければいけない。これから市民参画推進会議を確実に運営していただけることを願う。

対象事項か否かに関しての市の見解については、市の見解で良いと思う。周辺領域の課題については、一緒に解決していく必要がある。



(田端会長)

本会議は市民の参画を推進するためのものであるが、まだまだ課題がある。今回の論点に関して、この条例に基づいて判断する限りにおいては、該当しないという判断で良いと思う。正木委員が法的な側面からご意見くださった、限定列举されている部分に該当しないという解釈である。

欠席している大黒委員からは、「条例改正をしない限り、(対象事項とするのは) 難しいのではないかと」意見があった。今後、このような新提案をどのように取り入れていくのか考えていかなければならない。条例が出来て10数年経ち、変えるところがあることも事実であるので、今後の検討課題としたい。

今回の諮問については、採決を取るのではなく、委員の総意として、「該当しない」ということで答申しようと思うがよろしいか。

— 異論なし —

(田端会長)

ありがとうございます。答申の内容については、先ほどの議論を踏まえ、事務局と副会長と私に一存していただいても良いか。

— 異論なし —

(田端会長)

ありがとうございます。

論点はあと2つ。既に少しご意見をいただいたが、政策提案の中崎分署の移転について、備考欄の説明について、意見はあるか。

(弘本副会長)

陳述書や提案書を受けたのち、市担当部局が詳細議論され、いろいろと対応されている旨の説明があり、非常に安堵した。多くの市民が心配するであろう「迅速に救助を求める人のところへ行くことができるのか」等の命に関わる問題について、消防局から説明していただくと我々も安心できるかと思う。

(大西消防局次長)

中崎分署の建て替えについては、意見をいただきながら今現在進めているところである。現在は市役所新庁舎整備と合わせて整備する方向で進めている。

場所を変えることなく、現地に近いところで建て替えをする方が周辺住民にとっては「迅速」という観点で問題がないかと思う。体制についても、縮小することなく、現在規模で

業務を継続することが市民の安心に繋がっていくと考える。

(田端会長)

例えば今後、災害なども増えてくる可能性があるが、そのような議論はなかったか。

(大西消防局次長)

移転場所は高い方がふさわしいと考える。現在の中崎分署は海拔 3.5 メートルより低いが、新中崎分署に隣接する国道 28 号線は、海拔 3.5 メートルである。地震の規模によって、想定外のことが起こる可能性があるが、建て替え先であれば有事にも対応できると考える。

(小田委員)

有事の対応よりも、日々の救急対応等の方がすごく忙しいと思う。消防署員の活動のしやすさと市民サービスの両側面を考慮すると、稼働しやすい場所が良いし、老朽化している設備や施設よりも新しい設備の方が良い。

(藤本委員)

各小学校区にある校区まちづくり組織では、各種団体の長ではなく、参画意思のある個人がプロジェクトチーム等の活動を検討する会議に参加できる。地域も活発に活動する中で参考になる点もあるかと思う。

(田端会長)

藤本委員がおっしゃったように、平成 28 年度以降、各小学校区ではまちづくり計画の策定において話し合いに重点を置いて進められていると聞いている。

3つ目の論点について、提案代表者から、市民参画推進会議は、「P D C A」の「C : チェック」「A : アクション」の部分についての検証が役割であったが、現在進行中の事案についても考えたらよいのではないかと意見をいただいたが、次の審議会に残しておく1つの提案になると思う。条例の見直しも含めて、「P D C A」の「C : チェック」「A : アクション」だけでなく、新しいものも含めて検討していかなければいけない。

(田端会長)

諮問があった内容については、3つに論点を分け議論できた。1つ目、政策提案は条例第 6 条第 2 項の対象事項に該当しないという結論が出た。2つ目、中崎分署の移転については、十分な審議があったということが確認できた。3つ目、今後、市民参画推進会議をどのように進めていくかについて少し議論できた。本日の審議についてはこれで終了させていただく。

## 4 今後の予定

### (1) 委員の任期満了について

(田端会長)

今後の予定について、事務局から説明願う。

(事務局 谷課長)

事務局から、今後の皆様の任期について改めてお伝えさせていただく。皆様には、個別に事前説明させていただいたが、令和4年7月4日から2年間、市民参画推進会議及び自治基本条例市民検証会議の委員をお願いしていた。しかしながら、当初の予定が大幅に遅れたこと、令和5年に事務局体制が一新したことから、まずは手つかずであった自治基本条例を検証するべく、庁内検証に時間を費やした。結果的に、運営等についてお気遣いをさせてしまったことをお詫び申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

そうした状況下で、今後の方針について市長とも協議を行い、委員の皆様については、令和6年7月3日をもって両会議の委員について一区切りとさせていただきたい。皆様には、熱心な議論と貴重な答申をいただき、心から感謝している。

今後とも市政の各般において何かとお願いすることもあるが、よろしくお願ひ申し上げます。

(田端会長)

事務局から我々の任期が7月3日までなので、任期満了をもって市民参画推進会議及び自治基本条例市民検証会議の委員の任期も一区切りにしたい旨の説明があったが、この点について事前に事務局から説明もあったとは思いますが、皆様ご了承するということでしょうか。

本来もっとコミュニケーションを取り、議論すべきであったが、市長交代等もあり難しかった。市民自治や市民参画は、発展することはあっても後退することはない。今後も皆様の意見を参考に市民自治を進めていただきたいと思います。

(松本委員)

委員の任期満了の件について確認したい。委嘱をしておいて、その内容について議論することなく自然消滅するように任期が終わることは、他の審議会でもなかったことである。市民参画推進会議及び自治基本条例市民検証会議いずれも市民参画条例に基づく審議会にあたる。条例に基づく仕組みが、委嘱までされて、任期が終わる直前で知られることについては、酷い扱いであると思う。

また、令和4年第6回市民参画推進会議において、審議事項がたくさんあるにも関わらず、前市長の任期を考慮して答申を行った経緯がある。もう少し議論をしてから答申をす

るべきと意見したが、令和5年4月以降は自治基本条例の検証に入り、自治基本条例検証後に市民参画条例に関して積み残した事案を議論する方向で話が終わった。しかし、事務局から令和5年7月頃に口頭で、自治基本条例庁内検証を実施する旨を聞いただけで、丸1年間、何も話がなかった。委嘱状を出しているのだから、本会議を招集して現状を報告し、その際に市民参画の積み残した内容を議論することで、委員としての責任を果たせたと思う。

本会議は5年間の空白期間があり、その空白期間の検証をして答申をすることは、本来任期の2年でも難しいことであるのに、1年で検証を進めた。

事務局が変わったことは審議会の運営に関係ないことである。会長が事務局としっかり話をし、委員に情報共有すべきだった。

(田端会長)

本会議の運営について、会長である私が十分に職務を果たしていないのではないかと非常に厳しい指摘をいただいた。私は、本会議は「PDCA」の「C：チェック」「A：アクション」の部分を担当と考えており、チェックのための情報が出てこない限りは検証のしようがないと考える。まずは行政内部で資料を作らないと、本会議委員として質問すること、委員が集まって議論することはできないため、その報告を待っていたということもある。

もう少し早くできたかなという気はしないではないが、市長交代やタウンミーティング実施等、事務局にも様々な理由があったと思う。会長として事務局を責め立てるようなことはしなかったが、先ほどから話に出ている「コミュニケーション不足」という観点で言うと、私と事務局、私と委員皆様の関係を含めて不十分だったことはお詫び申し上げたい。

答申に対する対応状況について資料が出ているので、まずは事務局からの説明を聞いていただきたい。

## (2) 答申に対する取り組み状況について

(事務局 小林) 資料5のとおり説明

(田端会長)

事務局からの説明について、質問等はあるか。

(松本委員)

4項目「審議会等の委員の多様な参画と委員が十分に議論できる工夫の主な取組(1)あかしインクルーシブ条例検討会」について、グループ討議後に全体で意見を共有する方法は非常に良い方法であるが、詳細な検討・合意形成が必要な審議会でもどのように実施されたのか。市で実施しているタウンミーティングなどの、グループ討議が中心で、まとめの全体共有は项目的に抽出列挙するような場において、どんな意見が出たのかを把握するに

は良い方法と思うが、意見の違いを明確にして、議論して合意形成する討議のプロセスが大切な審議会でも有用なのか。

また、「主な取組(3)財政白書の作成」について、財政及び公共施設のあり方に関する検討会は、10年前の検討会とどこが違うのか。委員構成は基本的には同じだと思うが、1年間に6回の検討で、どのようにして前回と違う会議運営をし、結論を出すのか。

(事務局 谷課長)

主な取組(1)あかしインクルーシブ条例検討会について、詳しい状況は分からないが、審議会委員一人ひとりが参加しやすい工夫をしている事例を挙げた。今後、庁内通信紙「サンカク」において、審議会手続について発信する際に、担当課にしっかりと内容を聞き取り、詳細を確認した上で、事例として掲載したい。

(事務局 原田総務局長)

財政白書については、以前の計画がどのように作られたかの詳細は分からないが、今回策定をする「(仮称) みんなでつくる財政白書」は、有識者や公募市民、市職員の委員構成で、策定の計画段階から検討を始めてもらう。また、検討会の委員以外の市民も作成に参画できるよう、ワークショップを実施したり、市議会からの意見聴取も進める予定である。前回は計画を市主導で策定していたが、今回は策定段階から市民と一緒に進める。

(小田委員)

私はパブリックコメントを出したことがないが、意見提出後に、「受付しました」等の連絡がないため、本当に届いたのか分からないことがあると聞いている。受付連絡等の決まりはあるのか。

(事務局 谷課長)

パブリックコメントの受付方法は多様であり、電話やファックス、直接来庁される等の方法で意見をいただいている。一般的には、メールでパブリックコメントを受けた際には、一言返信すると思われるが、意見数等にもよると思われる。

(小田委員)

意見を送りっぱなしで返信がないと届いているのか不安な気持ちが増長すると思う。コミュニケーションを大切にして、自動返信等を活用するなどして業務多忙の中でも検討してほしい。

(事務局 谷課長)

今後の検討課題としたい。

(田端会長)

熱心な議論をありがとうございました。本当にいろんな意見をいただいた。

(事務局 藪総務管理室長)

真摯なご議論ありがとうございました。

市民参画推進会議について、ご指摘いただきましたように、コミュニケーション不足、また開催について不手際がございましたこと、改めてお詫びを申し上げます。今後、本会議の運営も含めてしっかり取り組んで参りたい。

本日の議論を踏まえ、会長・副会長と事務局において、答申書を作成させて頂いた後、各委員には写しを送付させて頂く。2年にわたり熱心なご議論を賜り感謝申し上げます。本当にありがとうございました。